

各 都道府県
消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局長
（ 公 印 省 略 ）

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
消費生活協同組合法関係規定の改正について（通知）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 79 号。令和 5 年 11 月 29 日公布。以下「改正法」という。）附則第 35 条の規定により、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）の一部を改正する件について、令和 5 年 12 月 1 日付けで貴職宛に周知しているところ、本年 4 月 1 日から施行するので、改正の主な内容について下記のとおり通知する。

併せて、消費生活協同組合法施行令（平成 19 年政令第 373 号）及び消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第 1 号）の一部についても、改正法の内容を踏まえ下記のとおり改正し、本日付で公布、本年 4 月 1 日から施行するので、貴職におかれては、十分御了知の上、消費生活協同組合法の改正事項と合わせて、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、改正法等の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

第 1 金融商品取引法の改正概要

1 金融商品取引契約の締結前等における顧客への情報提供方法の変更（以下「改正点 1」という。）

改正前の金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）において、金融商品取引業者等は、金融商品取引契約の締結前や締結時等においては、顧客に対し、原則として特定の事項を記載した「書面を交付」しなければならないとした上で、当該書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとしていた。

具体的には、電磁的方法による場合、金融商品取引業者等は、顧客に対し、「①その

用いる電磁的方法の種類及び内容を示し」、「②書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない」とされていた。

しかし、情報技術の発展が進んだ昨今において、金融商品取引契約の締結前等の場面では、金融商品取引業者等が顧客のデジタル・リテラシーを主体的に判断した上で、デジタルツールを効果的に活用し、顧客に対して充実した内容を分かりやすく提供できるようにすることも重要であることを踏まえ、改正法において、金融商品取引契約の締結前（金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項）及び締結時その他内閣府令で定めるとき（金融商品取引法第 37 条の 4）等の情報の提供に当たっては、情報提供の媒体として「書面」又は「デジタル」のいずれによるかを任意に選択できることとされた。

なお、「デジタル」の方法による場合、顧客に対し「その旨」並びに「電磁的方法の種類及び内容」及び「金融商品取引契約の締結まで書面の交付を請求することができる旨」を告知することが必要となる。

2 金融商品取引契約の締結前における顧客への説明義務の法定化及び例外規定の創設（以下「改正点 2」という。）

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）第 117 条第 1 項第 1 号において、金融商品取引業者等は、契約締結前に顧客に対して必要な方法及び程度で契約締結前交付書面に記載された事項について説明する義務が課されていたところ、顧客の保護及び情報提供の充実を図るため、改正法による改正後の金融商品取引法第 37 条の 3 第 2 項において、金融商品取引業者等が契約締結前に顧客に対し情報の提供を行うときは、顧客の知識や経験、当該金融商品取引契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により必要な事項を説明することが、新たに法律上の義務とされた。

ただし、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客を保護し、かつ、利便の向上を図るため、顧客の属性に照らして、当該情報の内容を顧客が理解したことを適切な方法によって確認した場合その他の内閣府令で定める場合は、その義務を免れることとなった。

第 2 消費生活協同組合法令の改正概要

共済事業（消費生活協同組合法第 10 条第 2 項に規定する共済事業をいう。以下同じ。）を行う組合が行う特定共済契約（消費生活協同組合法第 12 条の 3 第 1 項に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。）については、消費生活協同組合法第 12 条の 3 第 2 項の規定により金融商品取引法の一部を準用していることから（同項において準用する金融商品取引法を、以下「準用金商法」という。）、改正点 1 及び 2 を踏まえ、当該契約に係る消費生活協同組合法令について、所要の改正を行う。

1 消費生活協同組合法

（1）現行規定

消費生活協同組合法第 98 条の 9 第 3 号及び同条第 4 号において、特定共済契約の締結前及び締結時の書面の顧客への提供方法について、準用金商法第 37 条の 3 第 1

項及び第 37 条の 4 第 1 項に違反し、以下①ないし⑤のいずれかに該当する者に罰則を設けている。

- ① 書面を交付しなかった者（①’ 書面記載事項を情報通信の技術を利用する方法により提供しなかった者を含む）
- ② 必要事項を記載しない書面を交付した者
- ③ 虚偽の記載をした書面を交付した者
- ④ 必要事項の記載を欠いたものを情報通信の技術を利用する方法により提供した者
- ⑤ 虚偽の記載をしたものを情報通信の技術を利用する方法により提供した者

（2）改正概要

改正点 1 により、共済事業を行う組合が、特定共済契約の締結前及び締結時の情報の提供に際し、利用者の事前の承諾の有無にかかわらず電磁的方法が選択できることとなったことに伴い、消費生活協同組合法第 98 条の 9 第 3 号及び同条第 4 号において、①（①’）に該当する者を「同項（準用金商法第 37 条の 3 第 1 項及び第 37 条の 4）の規定による情報の提供をしなかった者」に、②④に該当する者を「事項を欠いた（情報の）提供をした者」に、③⑤に該当する者を「虚偽の情報を提供した者」に改める。

（3）留意事項等

『同項（準用金商法第 37 条の 3 第 1 項及び第 37 条の 4）の規定による情報の提供』をせず」とは、情報の全部不提供及び一部不提供の双方を含むものであり、改正前後で、実質的に、罰則の対象となる義務違反の内容を変更するものではない。

2 消費生活協同組合法施行令

（1）現行規定

消費生活協同組合法施行令第 5 条第 1 項において、共済事業を行う組合が特定共済契約を行うにあたっては、準用金商法第 34 条の 2 第 4 項の規定により、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない（契約の相手方の承諾を得て電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供した場合、書面による交付をしたものとみなす。）こととしている。（準用金商法第 34 条の 3 第 12 項（第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）、第 34 条の 4 第 3 項、第 37 条の 3 第 2 項及び第 37 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。）

（2）改正概要

改正点 1 により、金融商品取引業者等が、金融商品取引契約の締結前等の情報の提供に際し、電磁的方法を任意に選択できるようになったことを受けて、準用金商法第 37 条の 3 第 2 項（契約締結前の書面の交付）及び第 37 条の 4 第 2 項（契約締結時の書面の交付）から、準用金商法第 34 条の 2 第 4 項を準用する規定を削ることに伴い、消費生活協同組合法施行令第 5 条第 1 項においても「金融商品取引法第三十四条の二第四項」を準用する条文から、準用金商法第 37 条の 3 第 2 項及び第 37 条の 4 第 2 項を削る。

(3) 留意事項等

本改正後も、特定投資家を特定投資家以外の利用者として取り扱う場合において、当該利用者の申出に対する承諾を行うとき等については取扱いに変更がないことに留意すること。

3 消費生活協同組合法施行規則

(1) 現行規定

準用金商法第 37 条、第 37 条の 3 第 1 項及び同条第 2 項並びに第 37 条の 4 により、特定共済契約の締結前及び締結時において、書面の提供等による契約内容に係る情報提供を行うこと及びその方法等について規定している。

(2) 改正概要

ア 改正点 1 により、共済事業を行う組合が、特定共済契約の締結前及び締結時の情報の提供に際し、利用者の事前の承諾の有無にかかわらず電磁的方法が選択できることとなったことに伴う改正

(ア) 特定共済契約の締結前及び締結時の情報提供について、次のいずれかの方法により行う。(改正消費生活協同組合法施行規則第 43 条第 1 項、第 47 条第 1 項)

a 次のいずれかの書面の交付

- ・ 消費生活協同組合法第 12 条の 3 第 2 項の規定により準用する改正後金商法（以下「準用金商法」という。）第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項（契約締結時の場合は、準用金商法第 37 条の 4 に規定する事項。以下同じ。）を記載した書面
- ・ 既に成立している特定共済契約の一部を変更することを内容とする特定共済契約を締結しようとする場合において当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る準用金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項に変更すべきものがあるときは、当該変更すべき事項を記載した書面

b a の書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

(イ) (ア) b の方法により情報の提供を行おうとする共済事業を行う組合は、次の要件のいずれかを満たすものとする。(改正消費生活協同組合法施行規則第 43 条第 2 項、第 47 条第 2 項)

- a あらかじめ、利用者に対し、電磁的方法により情報提供を行う旨並びに当該電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法により情報提供を受けることについて書面等により承諾を得ること。
- b あらかじめ、利用者に対し、電磁的方法により情報提供を行う旨、当該電磁的方法の種類及び内容並びに書面による情報提供を請求することができる旨を告知すること。

(ウ) その他書面による情報の確認を前提としている規定について、書面に限らず必要な情報を確認することができるようにすることに伴う所要の改正を行う。(改正消費生活協同組合法施行規則第 29 条、第 38 条、第 44 条、第 45 条、第 46 条、第 47 条の 2、第 48 条及び第 49 条)

イ 改正点 2 により、特定共済契約の締結前に必要な事項を顧客の知識や経験、利用

者属性に照らして利用者に説明することが義務付けられたことに伴う改正（改正消費生活協同組合法施行規則第 46 条の 2）

（ア） 契約締結前の説明を要しない事項として、消費生活協同組合法施行規則第 46 条第 8 号に掲げる事項を規定する。

（イ） 契約締結前の説明を要しない場合として、利用者属性に照らしてア（ア）の方法による情報提供のみで利用者が必要な事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合又は当該説明を要しない旨の利用者の意思の表明があった場合を規定する。

ウ その他所要の規定の整備（改正消費生活協同組合法施行規則第 51 条第 4 項第 2 号）

消費生活協同組合法施行規則において規定する「電磁的方法」の定義について、明確でない規定が散見されたことから、当該定義を明確化する規定を追加する。

（3）留意事項等

経過措置として、改正前に利用者に対して改正後の書面交付請求をできることとするとともに（附則第 2 条第 1 項）、改正前に電磁的方法による情報提供の承諾を得ている場合には改正後の電磁的方法による提供の承諾を得ていることとみなす（附則第 2 条第 2 項）こととする。

第 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日（金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 7 年政令第 29 号））